

第五十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び徳島県迷惑行為防止条例の一部改正について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び徳島県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び徳島県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年徳島県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、第十三条第一項及び第二項、第十五条(法)を(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)、第十三条第一項ただし書、同条第二項(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)、第十五条(法第三十一条の二十三及び)に、「第二十二号第五号」を(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)、第二十二号第二項」に、「第四項(同条第一項、第二項及び第四項)を「及び第四項(これら)に、「及び」を「並びに」に、「並びに第三十三号第四項」を「第三十三号第四項並びに第三十八号の四第一項」に改める。

第三条第一項第三号中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「次号に規定する営業」を「まあじやん屋」に改め、同項第四号中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「同項第八号」を「同項第五号」に改める。

第四条の見出しを(風俗営業の営業時間の特例)に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「第十三条第一項」を「第十三条第一項第一号」に、「同項」を「同項第一号」に改め、同項第三号中「次条」を「次項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十三条第一項ただし書の条例で定める時は、午前一時とする。

第四条に次の一項を加える。

3 接待飲食等営業、法第二条第一項第四号の営業(まあじやん屋に限る。)及び同項第五号の営業につき、法第十三条第一項第二号の午前零時以後におい

て風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

第四条の二を削る。

第四条の三中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「前条に規定する営業」を「まあじやん屋」に、「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時」を「午前零時前」に、「第四条第一項各号」を「前条第二項各号」に、「」まで」を「まで」に改め、同条を第四条の二とする。

第五条第一項の表中

「昼
(日出時から
日没時まで)間

「夜
(日没時から翌日
の午前零時まで)間

「深夜
(午前零時から
日出時まで)夜

を

「昼

間

「夜

間

「深夜

「夜

」に改め、同表二の項中「(都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域をいう。以下同じ。)」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考

- 一 「昼間」とは、午前六時後午後六時前の時間をいう。
- 二 「夜間」とは、午後六時から翌日の午前零時前の時間をいう。
- 三 「深夜」とは、午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。
- 四 「商業地域」とは、都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域をいう。以下同じ。

第六条に次の二号を加える。

四 客の求めない飲食物を提供しないこと。

五 営業中において、営業所の出入口、客室等に施錠をし、又はさせないこと。

第七条第一号中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改め、「を営む者」を削り、同号ハ中「とばく類似行為」を「賭博類似行為」に改め、同条第二号中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改め、「を営む者」を削り、同号ロを削り、同号に次のように加える。

ロ 前号ハに掲げる事項

- ハ 午後六時から午後八時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者(徳島県青少年健全育成条例(昭和四十年徳島県条例第三十一号)第五条第二号に規定する保護者をいう。)の同伴を求めること。
- ニ 午後八時から午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせないこと。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十一条第二項中「午前零時」を「深夜」に、「(一) から日出時までの時間」を「(一) から午前六時までの時間」に改め、同条第三項中「午前零時から日出時までの時間」を「深夜」に改める。

第十一条の二中「午前零時から日出時までの時間」を「深夜」に改める。

第十一条の六の次に次の四条を加える。

(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の指定)

第十一条の七 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第十一条の八 特定遊興飲食店営業は、県内全域において、午前五時から午前六時までの時間においては、これを営んではならない。

(特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制数値)

第十一条の九 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める騒音に係る数値は、第五条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第十一条の十 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 第六条第二号から第五号までに掲げる事項

二 営業所で、賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又はさせないこと。

第十三条中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十三項第四号」に改め、「(午前零時から日出時までの時間をいう。)」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第十四条 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

別表中「第四条の二」を「第四条」に、「第十条」を「第十条、第十一条の七、第十四条」に改める。

(徳島県迷惑行為防止条例の一部改正)

第二条 徳島県迷惑行為防止条例(昭和三十九年徳島県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「附近」を「付近」に、「付きまといつて」を「つきまといつて」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

提案理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正され、特定遊興飲食店営業に係る許可制度が新設されたこと等に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。